

令和7年第2回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年2月26日（水）9時58分から11時9分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1名）

3番 宮川 利重

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認
申請について

第4 地域計画策定に係る意見照会について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

産業建設課産業振興班 渡部 康

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和7年第2回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

まず、定足数の報告をさせていただきます。欠席の連絡がありましたのは、3番宮川利重委員の1名です。出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会

会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

最初に、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、5番北村栄治委員、7番小笠原章仁委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第2号の議案に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局として、産業建設課産業振興班の担当が代わりに説明します。

資料1 ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町 XXXXXXXXXX 他2筆、申請地の地図は14ページから17ページに付けています。登記地目は田と畑、現況地目も田と畑、面積は合計1,762㎡です。申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は1ページに記載のとおりです。

令和7年2月6日に申請代理人立会いのもと、酒井委員と事務局吉田、産業振興班渡部で現地を確認しています。

お手元の資料22ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、9ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の6ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地

域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては2月6日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第2号について、担当委員の説明を求めます。10番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

はい、10番酒井笑子です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は農業経験もあり、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔小笠原章仁委員〕

申請者について、年齢は間違いないでしょうか。また、所有権が持ち分3分の1ずつとなっていますが、今回のように連名の申請という形で良いのでしょうか。

〔事務局〕

年齢については、間違いないと思いますが確認します。間違っていれば、後日差替えを行います。

申請の方法ですが、今回は所有権の移転であり、民法上の処分に該当しますので、権利を有するもの全員の連名か同意が必要です。

〔議長〕

他に質問はないでしょうか。ないようですので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3、議案第3号の議案に移ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

資料の23ページをご覧ください。農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請です。

本案件は、令和6年4月24日の総会にて議決され、5月21日付けで高知県知事より農地転用の許可を受けた事業の変更手続きです。

今回の申請は、土地利用の計画変更と工期の延長の二つの変更内容です。変更に至った経緯を説明します。24ページの土地利用計画図をご覧ください。転用目的はキャンプ場です。申請者は農地転用の許可を受けた時には、キャンピングトレーラーを設置する予定でしたが、売主の事情により入手ができなくなったため、仮設のトイレと手洗い場を設置することに変更しました。また、当初の計画にはなかった焚火場も設置する計画になっており、焚火台については既に設置しています。変更後の土地利用計画図は26ページのとおりです。

さらに、キャンピングトレーラーが購入できなくなったことから、別のキャンピングトレーラーの入手方法や事業内容の変更について検討していたことで、当初の工事完了日の令和6年8月31日を越えてしまいました。

農地転用許可後に計画の変更が生じた場合、工事の期間が終わる前に変更手続きを行い、変更許可が下りるまでは当初の計画になかった行為を行うことはできません。しかし今回は工事期間が過ぎており、また当初の計画になかった

焚火場が設置されています。このことについては、28 ページのとおり申請者から始末書が提出されています。

次に、本委員会から許可権者の高知県知事に提出する意見書の内容についてです。33ページをご覧ください。意見書の上半分、申請に係る事項については、完了予定年月日を令和7年5月31日まで延長したこと以外は変更ありません。

下半分の、許可後の計画変更承認基準からみた意見について説明します。

検討事項の1は該当ありません。検討事項の2については、今回売主の事情によりトレーラーが購入できなくなった点、工期の延長の申請が遅れたことについて始末書が提出されている点を鑑み、故意または重大な過失がなかったと認められます。検討事項の3については、転用目的には変更がないため、当初の許可と変わらず、緊急性及び必要性があると認められます。検討事項の4については、通帳のコピーの提出があったため、転用事業に必要な資金を有していることを事務局で確認をしています。仮設トイレや手洗い場の入手については算段が付いており、遅滞なく計画通りの事業が行われると認められます。検討事項の5については、仮設トイレの汚水は別の場所で処理を行うこと、手洗い場の水は洗剤等を使わず、地面に自然浸透させることから、排水による周囲の農地への影響はありません。仮設トイレや手洗い場による日陰や通風への影響もないことから、周辺農地への影響はないと認められます。検討事項の6については、これまで説明したことを勘案した結果、許可相当と認められます。

現地については、2月18日に担当委員の三谷晴喜委員と事務局吉田、産業振興班渡部で確認して参りました。

以上、許可要件に関して問題はないと考えます。この旨意見書を作成し、県に併せて進達してよろしいかご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第3号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、現地確認を行った結果、周囲の状況を踏まえて、今回の申請は妥当なものであると考えます。また、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更承認申請に係る意見書について異論はなく、許可相当として県に進達しても問題ないと考えます。

以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原亜由美委員〕

流し台の設置について、もともとキャンピングトレーラーを設置して洗い物などもできるように考えていたと思いますが、洗剤の利用はないでしょうか。

また、土地利用計画図の単位に誤りがあることと、始末書に日付が記載されていません。

〔事務局〕

土地利用計画図については、修正の指示を行います。始末書については、先日日付入れのものの提出があり、申請日と同日の1月27日付けです。

流し台についてですが、トイレの後の手洗いのみの利用なので、洗剤等は利用しないということを確認しています。

〔原亜由美委員〕

洗剤の利用については、申請者だけでなく利用者が気を付ける必要があります。特に今回の申請地は、下流に棚田が広がっている地域ですので、農業委員会としては排水計画についてきちんと確認をしておく必要があると思います。

〔上池如夫委員〕

洗剤を使わないという同意書をもらうなど、何らかの対策をしたらどうでし

ようか。農地転用の許可には周辺の農地所有者からの同意書などはいらないのでしょうか。

〔事務局〕

周辺農地からの同意書は必須ではありません。排水を水路に流す場合には、水路の管理者や利用者からの同意が必要な場合があります。

今回は自然浸透であり、排水の同意は不要です。一方、周辺や下流の農地に影響がないよう、利用者に排水について注意喚起を行うこと、洗剤を使う場合などには近くにある申請者のコテージを利用するように呼び掛けることを、農業委員会として申請者に伝えるようにします。

〔議長〕

他に意見はないでしょうか。ないようですので、採決をいたします。議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり進達することといたします。

続きまして、日程第4の議案に移ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

資料の34ページをご覧ください。地域計画策定にかかる意見照会についてです。

地域計画については、令和5年度から農業委員、推進委員の方々にも協議に参加していただき作成に取り組んでできました。これまでの協議内容を国に様式に当てはめ記入しています。

地域計画策定及び変更の際は、農業委員会、農協、高知県農地中間管理機構に意見聴収を行う必要があるため、皆様のご意見を伺いたいです。項目6に目標地図（別添のとおり）とあります。目標地図については、中山間地域等直接支払交付金などの目標地図に定められていることが要件とされている土地をはじめ、今後も耕作の継続が見込まれる農地を地図に落とし込んでいます。

目標地図の準備を行うため、一時休会とさせていただきますがよろしいでしょうか。

〔議長〕

それでは一時休会とします。

(休会)

〔議長〕

それでは会議を再開します。日程第4について、異議なしで回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〔議長〕

挙手全員ですので、異議なしと回答することといたします。

次に日程第5その他について事務局より説明をお願いします。

〔事務局〕

次回の3月総会の日程については、3月26日(水)10時からを予定していますので、よろしくお願いします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和7年第2回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 5番 _____

署名委員 7番 _____